

意見書案

意見書案第2号	2021年度大分県最低賃金の改正等に関する意見書
---------	--------------------------

意見書案第2号

2021年度大分県最低賃金の改正等に関する意見書

上記の意見書案を別紙のとおり、宇佐市議会会議規則第14条第2項の規定により提出
します。

令和3年6月24日

提出者 宇佐市議会産業建設常任委員会
委員長 吉田泰秀



宇佐市議会議長 衛藤博幸様

2021 年度大分県最低賃金の改正等に関する意見書(案)

日本経済は、1年以上に亘って新型コロナウイルス感染症の影響を受けている。感染症対策と経済成長の両立に必要なことは、雇用の確保を大前提に社会全体で雇用を維持・創出すると同時に、「底上げ」「底支え」による所得の向上と社会基盤を支える中小企業や有期・短時間等で働く労働者の「格差是正」の実現である。将来不安を払拭したうえで個人消費を喚起し、内需を拡大させていくことが必要不可欠である。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により、社会生活の基盤をささえるエッセンシャルワーカーが注目されることとなったが、多くのエッセンシャルワーカーの処遇は低位にあり、処遇改善の観点からも最低賃金の引き上げの重要性が指摘されている。

最低賃金については、2010年、政府の「雇用戦略対話（政労使）」において、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円をめざす」ことを合意している。

しかしながら、2020年度の最低賃金は、全国加重平均902円となり1円の引上げに留まった。本県を含めた7県が全国最下位の792円となっており、最高額である東京の1,013円とは221円の格差が生じているばかりか、800円にも届いていない。

最低賃金は、総合指数に基づき4つのランクに区分されているが、本県は全国最下位にあり九州内隣県とも差額が生じている。最低賃金の地域間格差が、隣県や都市部への労働力流出の一因になっているとも言われており、総合指数に見合った水準とすることが重要である。併せて最低賃金の引上げのためには、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、とりわけ、経営基盤が脆弱で雇用維持に不安を抱える中小企業・小規模事業者への支援強化・充実が求められる。

よって、国及び政府におかれては、大分県最低賃金のあるべき姿への引き上げとコロナ禍における中小企業・小規模事業者支援の更なる拡充のため、以下の施策を講じるよう強く求める。

1. 「雇用戦略対話」を十分尊重し、最低賃金の引上げにより経済の自律的成長を実現すること。
2. 設定する最低賃金は、総合指数に見合った水準とすることはもちろん、県内での労働力確保につながる地域間格差の是正を図ること。
3. 最低賃金を上げる環境を整備するため、中小企業・小規模事業者への影響の検証、各種支援制度の継続と実効ある対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月24日

大分県宇佐市議会

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	山東	昭子	様
内閣総理大臣	菅	義偉	様
厚生労働大臣	田村	憲久	様
大分労働局長	中山	晶彦	様